

デリバティブ取引等に係る投資制限に関するガイドライン

平成19年12月21日制定
平成20年 9月19日改正
平成24年12月20日改正
平成26年 7月17日改正
平成26年11月20日改正
平成27年 7月16日改正

1. 目的

本ガイドラインは、委託会社会員（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に規定する投資信託委託会社である会員をいう。以下同じ。）が「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年府令第52号、以下「内閣府令」という。）」第130条第1項第8号及び「投資信託等の運用に関する規則」第17条に定めるデリバティブ取引等（以下「デリバティブ取引等」という。）に係る投資制限に該当しないよう適正に管理・運営していく上での基本的な考え方を示すことを目的とする。

2. 基本的な考え方及び取扱い

委託会社会員は、デリバティブ取引等に係る投資を管理する方法については、「3.」に掲げるリスク管理方法を参考に、あらかじめ社内規則に定め、府令の禁止行為に該当することのないよう適正に管理・運営するものとする。

なお、このガイドラインにおいて示すリスク管理方法は例示であり、委託会社会員が適当と認めるリスク管理手法を社内規則において定めることを妨げるものではないことに留意する。

3. リスク管理方法の例

- (1) 株式や債券等の現物資産のみを投資の対象としており、デリバティブ取引等の投資指図を一切行わない場合（デリバティブ取引等の投資指図が可能な投資信託財産のうち、デリバティブ取引等を実際に投資指図していない場合を含む。）には、特段、管理を行う必要はないと考えられる。
- (2) ヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引等の投資指図を行う場合、以下の①～③の選択適用が可能と考えられる。
- (3) ヘッジ目的以外でデリバティブ取引等の投資指図を行う場合（一の投資信託において、デリバティブ取引等をヘッジ目的とヘッジ目的以外の目的で投資指図する場合を含む。）、以下の②又は③の選択適用が可能と考えられる。

① 簡便法

各デリバティブ取引等の想定元本が投資信託財産の純資産総額を超えないように管理する方法。

② 標準的方式

金融商品取引業者に対する自己資本比率規制（金融庁告示第59号「金融商品取引業者の

市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」をいう。)における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、標準的方式の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量が、投資信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理する方法。

(注)

- ・算出方法は、派生商品に限らずポートフォリオ全体とすること。(③において同じ。)
- ・個々の投資対象のエクスポージャーに、「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」において定められた掛け目をかけて市場リスク相当額を算出すること。
- ・派生商品については、基本的に原資産のポジションに変換の上、掛け目を乗じて算出すること。なお、派生商品のポジションが、これらの取引に対応する原資産のポジションと対当している場合には、相殺することができるものとする。

③ VaR方式

金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式(VaR方式)の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量が、投資信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理する方法。

(注)

- ・保有期間は、10営業日以上を基本とするものとし、上場先物取引等の流動性の高いものを主たる取引対象とする場合には、5営業日以上とする対応も考えられる。
- ・委託会社会員において、ストレス時の状況を適切に管理することを基本とするものとし、この場合には、ストレス期間を含む12ヶ月を特定するなどした上で当該ストレス期間におけるヒストリカル・データを保有するポートフォリオに適用して算出するという方法の他、各委託会社会員において適切な管理方法を定めることが考えられる。
- ・委託会社会員において、リスク計測モデルをバックテストするなど適切に管理することを基本とするものとし、この場合には、乗数を3～4とするという方法の他、各委託会社会員において適切な乗数を定めることが考えられる。

- #### 4. デリバティブ取引等に係る投資制限に関する投資信託約款への記載及びリスク管理方法の開示
- 投資信託約款にデリバティブ取引等を行える旨を記載している投資信託においては、本ガイドラインに記載のデリバティブ取引等の管理方法について投資信託約款に記載をするものとし、委託会社のホームページにおいては、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則第38条の規定に基づき記載するものとする。

附 則

本ガイドラインは平成19年12月21日より実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) ガイドラインの題名、1、2を改正。
- (2) 3(1)から(3)を改正し、①から③を新設。
- (3) 4を新設。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- 1、2を改正。

附 則

この改正は、平成27年7月16日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- 4を改正。